

各務原市は、すべてのお子さんの発育・成育をサポートします

すべてのお子さんの発育・成育を支援し、安心・安全で楽しい保育園や幼稚園での生活を実現するため、お子さんに合わせた事前の支援、入園後の支援を行っています。

特別な支援が必要なお子さん 例) 児童発達支援事業所等に通うお子さん

※資料②で詳しく説明します

保育の必要性を満たさない

- ・幼稚園
- ・認定こども園(1号)

園に相談

面談や入園体験の有無、
入園の可否は園により異なります

入園

受け入れる園は、事前にどんな支援ができるかを考えます

入園後もお子さんの園での生活を
丁寧に見守っていきます



保育の必要性を満たす

保護者に就労等の事情がある場合など

- ・保育所(園)
- ・認定こども園(2号・3号)
- ・地域型保育事業所

市・事業所・園・保護者等
打ち合わせ

就園目的のための
個別交流

市・事業所・園・保護者等
打ち合わせ

入園

事前にどんな場面・活動に支援が必要かを把握して、
入園後の対応を検討していきます

入園後もお子さんの園での生活を
丁寧に見守っていきます

入園時には支援が必要でないお子さん

保育の必要性を満たさない

園に入園申込

入園

保育の必要性を満たす

保護者に就労等の事情がある場合など

市に入園申込

市が入園調整

入園

入園後に、支援が必要と
考えられる場合には

「すくすく応援隊」が
園に訪問し、お子さんに
どんな支援が必要である
かを、保育士等にアドバイ
スしたり、児童発達支援事
業所等の利用をお勧めし
ます

「すくすく応援隊」とは? 保育士や保健師、学校の先生、発達支援の専門職が、市内の保育園や認定こども園・幼稚園、地域型保育事業所に訪問し、支援が必要と考えられるお子さんを、早期に必要な支援につなげる各務原市独自の取り組みです

児童発達支援事業所等に通うお子さんの保護者の皆さま

お子さんの日々の成長の中で、児童発達支援事業所等の職員や医師から「お子さんの育ちにとって、集団生活が望まれる」などの話があり、保護者の方も「幼稚園や保育園に入園させたい」と考えられたら…

Step1 まずは、幼稚園と保育園等の違いをご把握ください

幼稚園と保育園等では以下の点などで違いがあり、入園手続きが異なります。

- 基本となる法律
- 施設の目的
- 対象児童
- 施設の教育・保育内容の基準
- 1日の教育・保育の時間
- 年間の教育・保育日数

どんな違いがあるのかを把握したうえで、入園を検討されることをお勧めします。

また、事前に園に訪問するなどして、園の雰囲気を把握されることをお勧めします。

幼稚園も保育園等も「大切にしていること」があります…

大切なお子さんの発達を精一杯サポートします。

受け入れるにあたって、その子の発達に合わせた保育を行うために、

そして、安全な保育環境を提供するために、

- 配慮すべき事項への対応
- 保育士や幼稚園教諭の加配
- 施設のハード整備

などを行います。

第一希望の園に入園できなかったり、入園にあたってお時間をいただいたりすることがあります。ご了承ください。



幼稚園や認定こども園(1号)への入園を検討される場合

***保護者の就労等の「保育の必要性」は求めません**

Step2へお進みください

保育園や認定こども園(2号・3号)、地域型保育事業所への入園を検討される場合

***保護者の就労等の「保育の必要性」が求められます**

Step3へお進みください(次ページ)

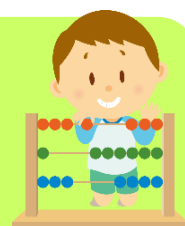
Step2 幼稚園や認定こども園(1号)への入園を希望する場合 園に直接申し込みが必要です。

事前に園に訪問するなどして、園の雰囲気を把握されることをお勧めします。

また、入園を考えられていることを、園の先生方に相談することもよいでしょう。

※お子さんを受け入れるにあたり、合理的な配慮として、園が保育士や幼稚園教諭の加配が必要と判断する場合があります

※園の定員により、入園できないことがあります



Step3 保育園や認定こども園(2号・3号)、地域型保育事業所への入園を検討される場合

以下の手順を踏んで、入園に向けて進めていきます

保護者の方の職場復帰や就職がすでに決まっている場合には必ずその旨も情報提供ください

児童発達支援事業所等の職員に「入園を希望している」ことをご相談ください
希望の園がある場合には園名もお伝えください *希望する園に入園できるとは限りません

児童発達支援事業所等からこども政策課にご連絡ください

※お子さんの状況を的確に把握するために、事業所と保護者、受入園、こども政策課等が情報を共有し、対応を確認していきます

保護者の方は児童発達支援事業所等を通じて「就園目的の個別交流申請書」をこども政策課に提出ください

*申請書の様式は事業所の職員からお渡しさせていただきます
申請書とは別に、事業所から意見書を提出いただきます

お子さんに安全な保育環境を準備するため、事業所と受入園、こども政策課等が打合せを実施します

- ① 保育士がお子さんの様子を確認
- ② 入園に向けて配慮すべきことの確認・共有(食事、普段の生活、投薬など)
- ③ ②を確認した上で、園の環境の配慮、保育士の配置の検討等

実際の受入園で「就園目的の個別交流」を実施します

【方法】保護者等が同伴で1か月の間に5回以上通園します

【目的】

- ① 実際に園の生活を体験することで、お子さんに園の環境を知ってもらいます
- ② 受入園として、これまで確認してきた「配慮すべきこと」のほかに配慮を必要とする事項はないかを確認します
- ③ 保育士が保育中の支援を確認します。毎日同じ職員が配置できないこともあるため、複数の保育士で確認を行います



事業所と受入園、こども政策課等が入園の打合せを実施します

*今後の方針や連携事項を確認します

保護者は入園の申込を行います

お子さんはゆっくりと園に慣れていきます。
環境変化が少ない「短時間保育」のご利用をお勧めします

保育園・認定こども園(2号・3号)・地域型保育事業所に入園

相談から入園までの期間は、お子さんの発達状況や入園の希望時期により異なります

